

令和4年度 公益財団法人秋田県女性会館 第3回理事会議事録

1 日 時 令和4年8月24日(水) 午前10時から12時まで

2 会 場 秋田県女性会館 第2実技研修室(アトリオン7階)

3 出席者 理事現在数10名 定足数6名

[理事出席者] 理事 高山万紀子 理事 中川聖子 理事 鷺谷マツ 理事 安田英子  
理事 今野謙 理事 庄内公子 (以上6名)

[監事出席者] 監事 川越よし子 (以上1名)

[理事欠席者] 理事 山田京子 理事 小玉喜久子 理事 烏トキエ 理事 鈴木悠子  
(以上4名)

[監事欠席者] 監事 小林章 (以上1名)

4 議 題

[決議事項]

第1号議案 公益財団法人秋田県女性会館の資産(案)について

第2号議案 公益財団法人秋田県女性会館収益事業の事業計画書(案)及び収支予算書(案)について

5 議事の経過の概要及びその結果

定款第35条の規定に基づき、高山万紀子代表理事が議長となり、議事に入った。

はじめに本理事会は、定款第36条の規定に定める定足数を満たしており、適法に成立し、決議できる条件を満たしていることを確認の上、決議事項の協議に入った。

[決議事項]

第1号議案 公益財団法人秋田県女性会館の資産(案)について

第1号議案について、庄内業務執行理事から資料に基づき流動資産(財政調整資金)からの支出について説明が行われた後、協議が行われ出席理事全員一致で承認された。

第2号議案 公益財団法人秋田県女性会館収益事業の事業計画書(案)及び収支予算書(案)について

第2号議案については、高山代表理事から公益財団法人秋田県女性会館収益事業計画書(案)について説明が行われ、続いて庄内業務執行理事から公益財団法人秋田県女性会館収益事業収支予算書(案)について説明があり、その後質疑が行われ、今野理事、中川理事、鷺谷理事から収益事業の実施に伴う事務手続、納税、公益目的事業の受講料収入の位置づけについて等の質問があった。

基本財産が300万円となった現在、法人の解散を回避するために、これまで公益目的事業一つに絞っていた事業体系に収益事業を追加して経営改善を図ることを再確認の上、秋田県公益認定等委員会に変更認定申請を提出することとした。

事業体系図は、令和3年度第6回理事会で決議されており、追加する収益事業は「サステイナブルな社会への変化に対応して豊かに生きることの価値を認識して行動し、男女共同参画の視座でSDGs達成に寄与する事業」であるが、この事業は、定款第4条第7項に相当するもので、定款の変更を必要としないことを確認した。

税については、これまで免除されていた法人税・県民税の均等割の納税(納税額は

81,600円と試算)が発生することが説明され、出席理事はこれを確認した。

議案協議の上、公益財団法人秋田県女性会館収益事業の「事業計画書(案)」及び「収支予算書(案)」が、出席理事全員一致で原案どおり決議された。この計画書と予算書をもとに、変更認定申請書類を作成することになる。

なお、業務執行理事から、収益事業が認定されても公益目的事業の講座受講料収入の重要さは変わるものではなく、講座運営を経営の第一に行うことは従前どおりであることが説明された後、経営改善対策として、諸物価高騰の影響もあることから今秋に生涯学習講座受講者の光熱水費・受講料の値上げを行うことが出席理事全員一致で決議された。

また、令和4年度公益財団法人秋田県女性会館収支予算書に計上した寄附金収入を確実に迅速に実現できるよう理事は共通認識することを申し合わせた。

以上、この議事録が正確であることを証明するために、出席した代表理事並びに監事は次のとおり署名押印する。

なお、軽易な文言の修正は、代表理事に委任する。

令和4年 9月 29日



公益財団法人秋田県女性会館

議長 代表理事

高山 万紀



監事

川越 よし子

